

令和4年1月24日

政府対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長
長野県知事 阿部 守一

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の適用に関する要請について

新型コロナウイルス・オミクロン株が日本全国で猛威を振るっています。

長野県でも、新規陽性者が過去に経験のない規模で増加し、確保病床使用率は36.3%となっているほか、宿泊療養施設の使用率は6割を超えています。今後、重症化リスクが高い高齢者等の陽性者が増加すれば、確保病床使用率は急速に上昇するおそれがあります。

さらに、医療機関や福祉施設、事業所、学校等におけるさらなる感染拡大により、療養や濃厚接触による自宅待機を必要とする従事者が増加し続ければ、社会機能の維持に深刻な影響を及ぼす事態も想定されます。

長野県では、県独自の取組により、感染拡大の防止を図ってきましたが、このままでは、長野県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じると判断し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、長野県を「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とする、まん延防止等重点措置の適用を要請いたします。